

平成 27 年 11 月 25 日  
消 防 庁

## パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）に対する意見募集

消防庁は、パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）の内容について、平成 27 年 11 月 26 日から平成 27 年 12 月 25 日までの間、意見を募集します。

### 1 主な改正内容

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）は、パッケージ型自動消火設備を基準面積（消防法施行令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する床面積の合計）が 1,000 平方メートル未満の施設に設置する場合の技術上の基準（告示）について、所要の整備を行うものです。

### 2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象  
パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）
- 意見募集要領の詳細については、別紙を御覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成 27 年 12 月 25 日（金）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示を公布する予定です。



（事務連絡先）  
消防庁予防課 五月女補佐、境  
TEL 03-5253-7523（直通）  
FAX 03-5253-7533

## 意見募集要領

## 1 意見募集対象

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）

## 2 資料入手方法

意見募集対象となる「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）」については、電子政府の総合窓口「e-Gov」（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>））に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。（御意見等には可能な限り理由を付記してください。）

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。（氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認の御連絡以外の用途では利用しません。）

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。また、提出意見については、日本語で記載いただきますようお願いいたします。

## (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[yobo@soumu.go.jp](mailto:yobo@soumu.go.jp)

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

## (2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願い

いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5 インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MB の MS-DOS フォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

### （３） F A X を利用する場合

F A X 番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

### （４）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>））の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。

## 4 意見提出期限

平成 27 年 12 月 25 日（金）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

## 5 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口「e-Gov」（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>））に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 6 連絡先窓口

消防庁予防課

担 当：境 勝利

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

電子メールアドレス：[yobo@soumu.go.jp](mailto:yobo@soumu.go.jp)

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件(案)に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

# パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件（案）について

平成 27 年 11 月  
消 防 庁 予 防 課

## 【改正理由】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 368 号）及び消防法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 333 号）による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 12 条第 1 項第 1 号及び第 9 号の規定により、自力で避難することが困難な者が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介護が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところ。

これに伴い、小規模な施設においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な施設も想定されるところ、有識者等による議論を踏まえ、スプリンクラー設備に代えて、小規模な施設にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備することが適当とされたもの。

このことについて、当該設備の消火性能に係る技術開発の動向等を踏まえ検討を進めてきたところであるが、今般、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 16 年消防庁告示第 13 号）の一部を改正し、パッケージ型自動消火設備を基準面積（令第 12 条第 2 項第 3 号の 2 に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が 1,000 平方メートル未満の施設に設置する場合の技術上の基準について、所要の整備を行うもの。

## 【改正内容】

- ① パッケージ型自動消火設備の消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、中継装置、作動装置等を 2 以上の隣接する同時放射区域において共有することができる場合として、以下の場合を追加すること。
    - ・ 既に隣接する同時放射区域間の設備の共有が認められている場合のほか、基準面積が 1,000 平方メートル未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であって、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合
  - ※ この場合においても、従前から求められている以下の要件を満たすこと。
    - イ) 共用する 2 以上の同時放射区域にそれぞれ対応する警戒区域において発生した火災を有効に感知することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放射できるパッケージ型自動消火設備を用いること。
    - ロ) 作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても 30 秒以内に消火薬剤を放射することができるパッケージ型自動消火設備を用いること。
  - ② ①の場合においては、受信装置について、1 の警戒区域から 2 以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から 2 以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこと。
- ※ なお、基準面積が 1,000 平方メートル未満の防火対象物又はその部分にパッケージ型自動消火設備を設置する場合においても、従来の当該設備に係る技術上の基準を満たす必要があること。

## 【施行期日】

公布の日